

関連する社会保障制度について

1 高額療養費制度

高額療養費制度は、一定の限度額を超えて保険医療費の自己負担分を支払った場合に、その超えた支払分を請求により払い戻す制度。

○ 自己負担限度額（月額）

【70歳未満の場合】

区 分	自己負担限度額（月額）
上位所得者 （月収53万円以上）	150,000円＋〈医療費〉×1％ （多数該当の場合 83,400円）
一 般	80,100円＋〈医療費〉×1％ （多数該当の場合 44,400円）
低所得者 （住民税非課税）	35,400円 （多数該当の場合 24,600円）

【70歳以上の場合】

区 分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人）	
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋〈医療費〉×1％ （40,200円）
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（住民税非課税）	8,000円	15,000円

（※1）ただし、厚生労働大臣の指定する特定疾病（人工透析治療を行う必要のある慢性じん不全など）の場合の自己負担限度額は、原則10,000円。

（※2）低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯の者等

低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯で、所得が一定基準に満たない者等

2 自立支援医療等

- (1) 障害者自立支援法に基づく自立支援医療（更生医療）は、身体障害者福祉法に基づく障害認定を受けて身体障害者手帳が交付されている者が対象。

自己負担は、課税状況等に応じて設定されており、原則1割。

自立支援医療（更生医療）の対象となる障害は、「臨床症状が消退しその障害が永続するもの」（症状固定）に限られており、外科手術による障害の除去が目的。

（※）給付される医療の例

肢体不自由：人工関節置換術、切断端形成術等

内部障害：人工透析（腎機能障害の場合）、ペースメーカー埋め込み手術（心臓機能障害の場合）、中心静脈栄養法（小腸機能障害の場合）等

内部障害についても一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害）は更生医療の対象となっているが、「内科的治療のみ」によるものは対象外。

- (2) なお、身障手帳の交付を受けている者に対しては、「重度心身障害者医療給付事業」（市町村で実施されている単独事業）により、自己負担が軽減される措置がある。

3 介護保険制度

介護保険制度では、

- ① 40歳未満の者については、介護保険制度の対象外。
- ② 40～64歳の場合については、パーキンソン病を含む「特定疾病」(※) に対象が限定。
- ③ 65歳以上の場合については、原因疾患等の限定なし。

(※) 難治性疾患克服研究事業（121疾患）と重複する「特定疾病」：筋萎縮性側索硬化症、後縦じん帯骨化症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症